

## 手続開始の公示（説明書）

令和2年10月30日

東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 田中 直樹

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本調達手続については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付する入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

### 第1 基本事項（調達手続の概要）

- 1-1. 契約件名 道東自動車道 渋滞対策検討業務
- 1-2. 契約責任者 NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹
- 1-3. 契約担当部署 NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課  
(住所)〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号  
(電話)001-896-5777
- 1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式
- 1-5. 見積の方法 書留郵便又は信書便 … 記4-1、4-2を参照のこと
- 1-6. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
- 1-7. 契約書の作成 必要 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと  
なお、作成方法については落札者と協議する

#### 1-8. 契約図書

(1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本調達手続に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続き開始の公示（説明書） 本書
- ② 標準契約書案 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc\\_download/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/)  
【調査等契約書】を使用すること
- ③ 入札者に対する指示書 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc\\_download/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/)  
【郵送入札】を使用すること
- ④ 共通仕様書 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc\\_download/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/)  
【令和2年10月 調査等共通仕様書】を使用すること
- ⑤ 特記仕様書（案） [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)
- ⑥ その他契約（発注用）図面等 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)
- ⑦ 金抜設計書（案） [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)
- ⑧ 参加表明書 様式1-1のとおり
- ⑨ 技術提案書 様式2-1のとおり
- ⑩ 見積書 上記③入札者に対する指示書の様式1のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本調達手続に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑨に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R交付等）により交付するので、記1-3に示す契約担当部署にその

旨申し出ること。

- (4) 契約図書の交付期間 令和2年10月30日(金)から令和2年11月16日(月)まで  
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

## 第2 調達手続に付する事項(業務概要)

### 2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 北海道千歳市上長都  
至) 北海道夕張市滝ノ上
- (2) 業務内容 本業務は、道東自動車道(千歳恵庭 JCT～夕張 IC 西側(37.3KP))の道路構造を検討する概略設計業務である。

項目	単位	数量	摘要
道路概略設計B 現地踏査	式	1	
道路概略設計B 設計計画	k m	30.08	
道路概略設計B 縦断設計	k m	30.08	
道路概略設計B 平面図作成	k m	30.08	
道路概略設計B 縦断図作成	k m	30.08	
道路概略設計B 標準横断図作成	枚	5	
道路概略設計B 横断図作成	k m	26.17	
道路概略設計B 土積図作成	k m	30.08	
道路概略設計B 数量計算	k m	28.44	
道路概略設計B 設計打合せ	式	1	

- (3) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から360日間
- (4) 成果品 調査等共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

## 第3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本調達手続に参加することのできる者(以下、「見積者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記3-2.に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者に、記3-6.に示す「技術提案書」の提出を求め、提案内容を審査し、技術的に最適と判断した技術提案書提出者とする。

- (1) 審査基準日(記3-4.に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 記3-7に示す技術提案書の提出期限の日において、業種区分「道路設計」にかかるNEXCO東日本の『平成31・32年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。)
- (4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO東日本が「地域1」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと。)
- (5) 企業に必要とされる同種業務又は類似業務の業務実績  
審査基準日において、平成22年4月1日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を1件以上有すること。

- ① 同種業務 : 高規格幹線道路 (※1) 本線の道路概略 (予備) 設計 (※2) 業務
- ② 類似業務 : 同種業務以外の道路における道路概略 (予備) 設計

※1「高規格幹線道路」とは、国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連絡する自動車専用道路網 (①～③) と高速自動車国道に平行する自動車専用道路 (④) をいう。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道の自動車専用道路
- ③本州四国連絡道路
- ④高速自動車国道に並行する自動車専用道路

※2「道路概略 (予備) 設計」とは、東日本高速道路株式会社調査等共通仕様書 (令和 2 年 10 月版) における第 5 章「道路設計」5-3-1「予備設計」、5-3-2「概略設計」と同等以上であることを契約責任者が確認を行い、同等以上であると認めた内容の設計をいう。

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本業務に配置できる者であること。なお、外国資格を有する技術者 (日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る) については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、記 3-4. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも参加表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

- ① 配置予定管理技術者
  - 1) 技術士 [建設部門 (道路) ]
  - 2) 技術士 [総合技術監理部門 (建設一道路) ]
  - 3) RCCM [道路部門]
  - 4) 交通工学研究会認定 TOE を有するもの。但し施設分野は「道路」、業務は「計画・調査・設計」
  - 5) 土木学会認定土木技術者 (特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者) の資格を有する者

注 1 : 次の i) ～ ii) のいずれかを有すること。

- i) 資格分野は「交通」とし、技術分野は「道路」とする。
- ii) 資格分野は「設計」とし、技術分野は「設計」とする。

- ② 配置予定照査技術者 : 配置予定管理技術者に同じ

(7) 審査基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を 1 件以上有すること。

- ①配置予定管理技術者
  - 1) 同種業務 : 高規格幹線道路 (※1) 本線の道路概略 (予備) 設計 (※2) 業務
  - 2) 類似業務 : 同種業務以外の道路における道路概略 (予備) 設計
- ② 配置予定照査技術者 : 配置予定管理技術者に同じ

(8) 令和 2 年 11 月 16 日現在の技術者の手持ち業務 (プロポーザル方式で特定後未契約のものを含む) が、次に示す業務量未満である者。

配置予定管理技術者 : 管理技術者又は担当技術者として従事する契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満である者。

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務 (※) がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

また、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が 2 億円未満かつ契約件数の合計が 5 件未満である者。

※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(9) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
  - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、本調達手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下、「表明書」という。）」を作成しなければならない。なお、表明書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （様式 1-1）	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと
企業の同種又は類似業務の 実績	◇記 3-1. (5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること ◇次の資料を添付すること

<p>(様式 1-2)</p>	<p>i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス (テクリス)」(以下、「テクリス」という。)の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し(契約書、特記仕様書等)を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本、中日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 中日本」という。)、西日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 西日本」という。)(以下、NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の 3 会社を総称して「NEXCO3 会社」という。・国土交通省又は NEXCO 以外の高速道路会社の場合で「調査等成績評定通知書」(以下、「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く。)までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>企業の施工管理業務の実績 (様式 1-3)</p>	<p>◇記載する業務は、NEXCO 東日本が発注した施工管理業務の完了した実績とする</p> <p>◇業務実績は平成 29 年 4 月 1 日以降に完了した実績とし、3 件まで記載できるものとする。なお、継続契約による業務は、直近年度に完了した業務を 1 件とする</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し(契約書、特記仕様書等)を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本の場合で成績評定点の通知を受けている場合はその写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く。)までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>企業の同一業種における表彰実績 (様式 1-4)</p>	<p>◇記 3-1. (2) に示す業種区分「道路設計」に該当する業務において表彰実績がある場合に記載すること。</p> <p>◇表彰実績は、平成 22 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている業務であること</p> <p>◇表彰実績がある場合は、必ず表彰状等の写しを添付すること</p> <p>◇複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い評価となる表彰実績で評価する</p>
<p>配置予定管理技術者の資格等 (様式 1-5)</p>	<p>◇記 3-1. (6)① に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇外国資格を有する者については、技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること</p> <p>◇手持ち業務は、審査基準日において、NEXCO 東日本以外の発注機関(国内外を問わず)の業務を含め、管理技術者又は担当技術者として従事している 500 万円以上のすべての業務を記載すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
<p>配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式 1-6)</p>	<p>◇記 3-1. (7)① に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</p> <p>◇記載する業務経験は、様式 1-5 に記載した技術者のみの業務経験とする</p> <p>◇記載する業務は、平成 22 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡し完了した業務とする</p> <p>◇配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し(契</p>

	<p>約書、特記仕様書等)を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO3 会社・国土交通省又は NEXCO3 会社以外の高速道路会社の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
配置予定照査技術者の資格、同種又は類似業務の経験 (様式 1-7)	<p>◇記 3-1. (6)②に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇記 3-1. (7)②に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</p> <p>◇記載する業務は、平成 22 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする</p> <p>◇配置予定照査技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し(契約書、特記仕様書等)を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前(行政機関の休日を除く)までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-7 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
業務実施体制 (様式 1-8)	<p>◇本業務の配置予定技術者(競争参加希望者に所属する技術者)を記載すること</p> <p>◇担当技術者は最大 3 名まで記載できるが記載した技術者は必ず配置すること</p> <p>◇本業務の組織体制(再委託先を含む)が明らかとなるよう作成すること</p> <p>◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること(共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む)</p> <p>◇共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分の再委任」、1-49-12「第三者への委任等について」に示す部分を再委任してはならない</p>

(2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

### 3-3. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者の選定に関する評価は、競争参加希望者が提出した表明書の記載内容で行うものとし、評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目					配点	
評価基準						
参加者	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務の実績	(様式 1-2) 業務実績を以下の順位で評価する。 なお、業務の実績は平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務を対象とする。 高規格幹線道路本線の道路概略(予備)設計を行った業務	①20 点 ②0 点 ③0 点

の 経 験 及 び 能 力				<p>①同種業務実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省発注の業務</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>②同種業務実績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務</p> <p>③類似業務の場合</p>		
	管 理 技 術 力	専 門 能 力	企 業 の 施 工 管 理 業 務 の 実 績	<p>(様式 1-3)</p> <p>以下の順位で評価する。</p> <p>NEXCO 東日本が発注した施工管理業務で平成 29 年 4 月 1 日以降に完了した実績(※1、※2)があること。</p> <p>①3 件</p> <p>②2 件</p> <p>③1 件</p> <p>④実績無し</p> <p>※1 現在契約中の業務は実績としない。</p> <p>※2 継続契約業務(同一機関・組織で実施している業務)は、1 件として計上する。</p>	<p>①10 点</p> <p>②6 点</p> <p>③3 点</p> <p>④0 点</p>	
	成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	同種業務の成績	<p>(様式 1-2)</p> <p>業務実績の成績を以下のとおり評価する。</p> <p>同種業務が平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務である場合、成績評定点について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。</p> <p>計算式</p> $=10 \text{ 点} \times \frac{(\text{競争参加者の成績評定点} \times 1 - 70 \text{ 点})}{(90 \text{ 点} - 70 \text{ 点})} \times \text{係数} \times 2$ <p>※1 90 点以上は 90 点とする</p> <p>※2 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省の実績の場合: 1.0</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>①同種業務が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡し完了した業務で成績評定点が 70 点未満の業務</p> <p>②成績評定表の写しの添付(提出)がない場合</p> <p>③類似業務である場合</p>	<p>10 点 ～0 点</p>
	成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	同一業種における表彰実績	<p>(様式 1-4)</p> <p>表彰を受けている業務がある場合に以下の順位で評価する。なお、複数の表彰実績が有る場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>①平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「道路設計」において NEXCO 東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する。</p> <p>②平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「道路設計」において NEXCO 東日本の事務所長等表彰の実績を有する</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>③表彰実績がない場合</p> <p>④NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合</p> <p>⑤平成 22 年 3 月 31 日以前の NEXCO 東日本における表彰実績である場合</p> <p>⑥業務に関する表彰ではなく企業等への感謝状である場合</p>	<p>①5 点</p> <p>②2.5 点</p> <p>③0 点</p> <p>④0 点</p> <p>⑤0 点</p> <p>⑥0 点</p>
	事故及び不誠実な行為			<p>以下に該当する場合に評価を減ずる。</p> <p>①令和元年 11 月 16 日から審査基準日(令和 2 年 11 月 16 日)までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる文書警告を受けている場合</p> <p>②令和元年 11 月 16 日から審査基準日(令和 2 年 11 月 16 日)までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる口頭注意を受けている場合</p>	<p>①-5 点</p> <p>②-2 点</p>	

配置 予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力	資格 ・ 実績 等	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野	<p>(様式 1-5)</p> <p>以下の順位で評価する。 外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規程等に基づく登録を行っている者。 ・交通工学研究会認定 T O E ・ R C C M ・土木学会認定土木技術者</p>	①20 点 ②10 点
	資格 ・ 実績 等	業務執行技術力	同種又は類似業務の経験	<p>(様式 1-6)</p> <p>以下の順位で評価する。 なお、業務経験は、従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事とし、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務とする。 ①同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省発注の業務 以下の場合は加点しない ②同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務 ③類似業務である場合</p>	①20 点 ②0 点 ③0 点
	成績 ・ 表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務の成績	<p>(様式 1-6)</p> <p>業務実績の成績を以下のとおり評価する。 同種業務に従事した技術者の役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかで、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務である場合、成績評定点（技術者評定点）について、以下の計算式で算出する。なお、評価点は小数第 4 位を四捨五入し、小数第 3 位止めとする。 計算式 =15 点 × <math>\frac{(\text{技術者評定点} \times 1 - 70 \text{ 点})}{(90 \text{ 点} - 70 \text{ 点})} \times \text{係数} \times 2</math> ※1 90 点以上は 90 点とする ※2 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省の実績の場合：1.0  以下の場合は加点しない。 ①同種業務実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した業務で成績評定点（技術者評定点）が 70 点未満の業務 ②成績評定表の写しの添付（提出）がない場合 ③類似業務である場合</p>
資格 ・ 実績 等	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	<p>(様式 1-5)</p> <p>配置予定管理技術者が、次のいずれかに該当する場合は競争参加を認めない。 ①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 ②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の</p>	—	



		<p>総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</p> <p>また、手持ち業務について「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の金額の合計は2億円以上、②の件数は5件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式 1-8)</p> <p>以下に該当する場合は競争参加を認めない。</p> <p>①再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持にかかる部分である場合</p> <p>②業務分担構成が不明瞭又は不自然な場合</p> <p>なお、「主たる部分」、「秘密の保持にかかる部分」とは次のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる部分：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分</li> <li>・秘密の保持にかかる部分：調査等共通仕様書 1-49-12 に示す部分</li> </ul>	—
合計			100 点

### 3-4. 表明書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本調達手続に参加するため、次に示すとおり表明書を提出しなければならない。
- ① 提出期限 令和 2 年 11 月 16 日 (月) 16 時 00 分まで  
持参の場合は、上記期限までの 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。(行政機関の休日を除く)  
ただし、上記期間内に表明書の提出者がいない場合は、表明書の提出期間を延長する場合がある。
- ② 提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便 (期限内必着のこと)
- ④ 提出書類 記 3-2. により作成した「表明書」を 2 部 (正 1、写 1)  
なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。
- (2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと。

### 3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、技術提案書の提出者を 3 者選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を超えて存在する場合にはこの限りではない。
- ※技術提案書の提出者の選定、技術提案書の提出要請及び非選定通知予定日  
令和 2 年 12 月 2 日 (水)
- (2) 「非選定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日 (休日を含まない) 以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。
- ① 提出期限 上記 (1) による通知日の翌日から起算して 7 日以内 (行政機関の休日を除く)  
持参の場合は、上記期限までの毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。
- ② 提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便 (期限内必着のこと)
- ④ 提出書類 書面により作成
- (3) 契約責任者は、上記 (2) により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内 (行政機関の休日を除く) に書面により回答する。

### 3-6. 技術提案書の作成

(1) 記 3-5. に示す通知により選定され技術提案書の提出要請を受けた者（以下、「提案要請受領者」という。）は、次に示す「技術提案書（以下、「提案書」という。）」を作成しなければならない。なお、各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

提案書（様式）	作成にかかる留意事項
技術提案書 （様式 2-1）	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること
業務への取り組み方針 （様式 2-2）	◇業務への取り組み姿勢を評価するため、各項目について必要な内容を以下のとおり記載すること 1) 「業務理解度」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえて、業務を遂行するための着眼点を記載する 2) 「実施手順及び実施体制」には、本調査等の業務フローについて記載する 3) 「その他」には、本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案、コスト削減の提示等）について記載する ◇様式 2-2 については、1 枚で作成するものとし、実施の手順を示す計画工程表を設計図書に基づき別途作成の上、添付するものとする（A4 又は A3 で 1 枚とする） ◇記載にあたっては、様式 2-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
特定テーマに対する技術提案 （様式 2-3）	◇特定テーマは次のとおりとする。 当該路線のⅡ期線施工時における技術的課題と解決する上での留意点 ◇技術提案の記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてもよい。 ◇記載にあたっては、様式 2-3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
参考見積書 （様式 2-4(1)、2-4(2)）	【総額】 ◇参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる ◇本調査等の参考規模は 51 百万円（税込）を想定している 【個別項目】 ◇参考見積を必要とする項目は、金抜設計書の単価項目ごとに記載する（単価の根拠についても添付すること） ◇参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる ◇記載にあたっては、様式 2-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと

### 3-7. 提案書の提出

(1) 提案要請受領者は、次に示すとおり提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和 2 年 12 月 14 日（月） 16 時 00 分まで  
持参の場合は、上記期限までの 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。  
（行政機関の休日を除く）
- ② 提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便（期限内必着のこと）
- ④ 提出書類 記 3-6. により作成した「提案書」を 4 部（正 1、写 3）

### 3-8. 提案書に対するヒアリング

(1) 提案書提出者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施予定日 令和 2 年 12 月 18 日（金）～令和 2 年 12 月 22 日（火）まで  
※ヒアリングの詳細な日時は別途協議のうえ決定する。
- ② 実施場所 NEXCO 東日本北海道支社の会議室
- ③ 出席者 配置予定管理技術者
- ④ ヒアリング内容
  - ・ 配置予定管理技術者の業務実績
  - ・ 業務への取り組み方針（業務理解度、実施手順及び実施体制、その他）

・特定テーマに対する技術提案等

- (2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。
- (3) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。
- (4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の提出（提示）は認めない。

### 3-9. 提案書及び見積者の特定

(1) 契約責任者は、提案要請受領者から提出された提案書及びヒアリング結果に基づき評価を行い、提案書及び見積者を特定し、その結果について通知する。

※提案書・見積者の特定及び非特定通知予定日 令和3年1月20日（水）

(2) 「非特定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

① 提出期限 上記(1)による通知の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を除く。）  
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。（行政機関の休日を除く。）

② 提出場所 記1-3 「契約担当部署」

③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便（期限内必着のこと）

④ 提出書類 書面により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を除く。）に書面により回答する。

### 3-10. 提案書の評価基準

(1) 契約責任者は、提案書の内容を次に示す評価基準に基づき評価する。

評価項目				評価の着眼点	評価基準	配点
参加 表明 者の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	管 理 技 術 力	専門能力	企業の施工管理業務の実績	（様式1-3） 以下の順位で評価する。 NEXCO 東日本が発注した施工管理業務で平成29年4月1日以降に完了した実績（※1、※2）があること。 ①3件 ②2件 ③1件 ④実績なし ※1 現在契約中の業務は実績とはしない。 ※2 継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、1件として計上する。	①10点 ②6点 ③3点 ④0点
配 置 予 定 管 理 技 術 者 の 経	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	（様式1-5） 以下の順位で評価する。 外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 【設計の場合】 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規程等に基づく登録を行っている。 ・交通工学研究会認定TOE	①10点 ②5点

験 及 び 能 力  ※ 1				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R C C M</li> <li>・ 土木学会認定土木技術者</li> </ul>	
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 又 は 類 似 業 務 の 等 経 験	<p>(様式 1-6)</p> <p>以下の順位で評価する。 なお、業務経験は、従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事とし、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務とする。</p> <p>①同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省発注の業務 以下の場合は加点しない。</p> <p>②同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務</p> <p>③類似業務である場合</p>	<p>①10 点</p> <p>②0 点</p> <p>③0 点</p>
配 置 予 定 照 査 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力  ※ 1	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件	技 術 者 資 格 等	<p>(様式 1-7)</p> <p>以下の順位で評価する。 外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>【設計の場合】</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。</p> <p>②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規程等に基づく登録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通工学研究会認定 T O E</li> <li>・ R C C M</li> <li>・ 土木学会認定土木技術者</li> </ul>	<p>①5 点</p> <p>②2.5 点</p>
		専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 又 は 類 似 業 務 の 経 験	<p>(様式 1-7)</p> <p>以下の順位で評価する。 なお、業務経験は、従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事とし、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務とする。</p> <p>①同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本及び国土交通省発注の業務 以下の場合は加点しない。</p> <p>②同種業務経験が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本又は国土交通省発注以外の業務</p> <p>③類似業務である場合</p>
実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ 工 程 表 ・ そ の 他			業 務 理 解 度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5 点～ 0 点
			実 施 手 順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10 点～ 0 点
			そ の 他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	10 点～ 0 点
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案			的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価	35 点～ 0 点

		する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	
	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫がみられない場合は評価しない。	
合計			100点
参考見積		次に該当する場合は特定しない。 ①提示した参考業務規模（51百万円）を超える見積である場合 ②提案内容に対して見積が不適切な場合	—

※1 配置予定管理技術者、配置予定照査技術者の評価は、表明書の記載内容により評価する。

#### (2) 提案書及び見積書の特定方法

提案書及び見積書の特定にあたっては、『提案書の評価基準』における評価点の高い者を特定するものとする。

### 第4 見積・開札・落札者の決定

#### 4-1. 見積に必要な書類の作成等

見積者は、次に示すとおり見積に必要な書類を作成し準備しなければならない。

- ① 見積書 … 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

#### 4-2. 見積及び開札

(1) 見積書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 見積書の提出及び開札日時・場所 別途、見積方依頼書にて通知する  
② 見積書の提出方法 書留郵便又は信書便

(2) 見積者は、見積及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]から[24]を参照のこと。

#### 4-3. 落札者の決定

契約責任者は、見積合せの結果、契約制限価格の制限の範囲内において有効な見積がされている場合は、当該見積者を落札者と決定する。

### 第5 その他

#### 5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 5-2. 質問の受付

(1) 本調達手続に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 令和2年10月30日(金)から令和2年12月4日(金)まで  
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。(行政機関の休日を除く)
  - ② 受付場所 記1-3.「契約担当部署」
  - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便又は信書便(期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を除く)
  - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する  
⇒ [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)
- (3) 調達手続に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。  
⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

### 5-4. 支払条件

- (1) 前金払 … 有：請負契約書第35条1項に基づき前金払を請求することができる。ただし、請負代金額がNEXCO 東日本契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りでない。
- (2) 部分払 … 無

### 5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 受注者の責により、特定時に評価された内容が履行されていない場合、若しくは履行確認を行った結果、配置予定技術者が配置されていない場合は、その程度により成績評定を減じる。
- (2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は建設工事を請け負うことができない。  
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
  - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者
- (3) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。  
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
  - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

### 5-6. その他

契約責任者が契約の手続きを実施する上で、技術提案書及びヒアリングの内容を正確に尊重、反映した特記仕様書の作成のために必要と判断した場合、特定者は技術提案書に関する意見交換(ヒアリング)の申し入れに応じるものとする。

以 上